

1 財形積立貯蓄保険（新財形商品）

契約の目的	●勤労者の方の財産形成のための保険です。
商品の特長 ※①	●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」 ●被保険者が保険期間の満了前に死亡したとき ⇒「死亡保険金」または「死亡返戻金」

●しくみ図



⚠️ ご注意

- この商品では、次の取り扱いはありません。
- ①ご契約者に対する貸し付け
- ②特約の付加
- ③契約の復活

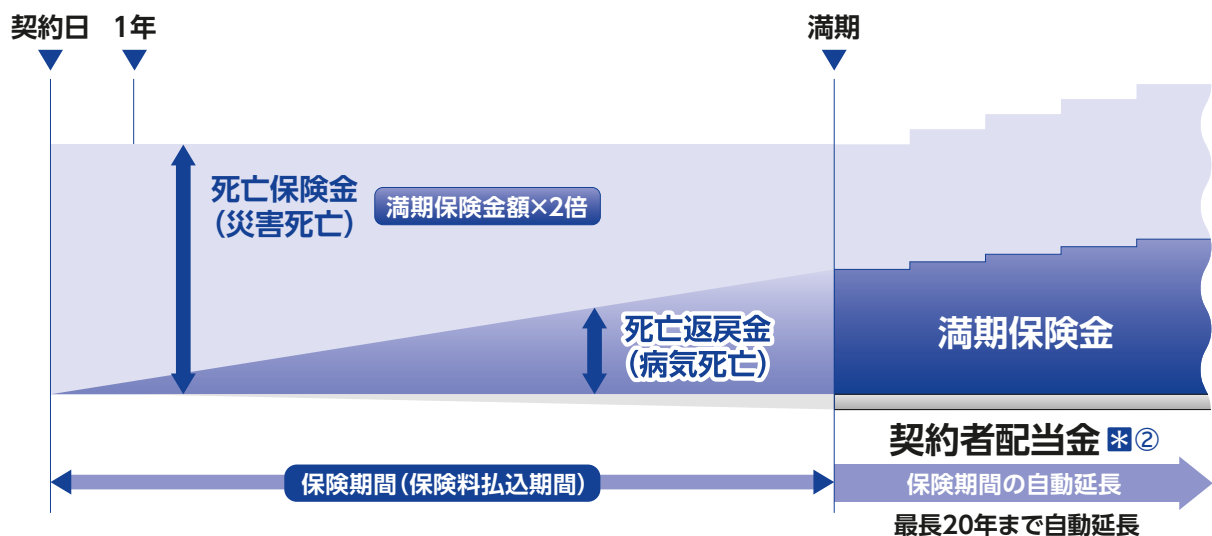
※①しおり20P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり31P参照…「契約者配当金」

2 財形住宅貯蓄保険（新財形商品）

契約の目的	● 勤労者の方の住宅の取得等を目的とした財産形成のための保険です。
商品の特長 ※①	● 被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」 ● 被保険者が保険期間の満了前に死亡したとき ⇒「死亡保険金」または「死亡返戻金」 ● 「満期保険金」または「返戻金」を「住宅の取得等」の資金に充てるときには「利子非課税」の扱いを受けることができます。

●しくみ図



※満期時までには住宅の取得等に充てられない場合、保険期間が自動延長（最長20年）される制度があります。

⚠️ ご注意

- この商品では、次の取り扱いはありません。
 - ① ご契約者に対する貸し付け
 - ② 特約の付加
 - ③ 契約の復活

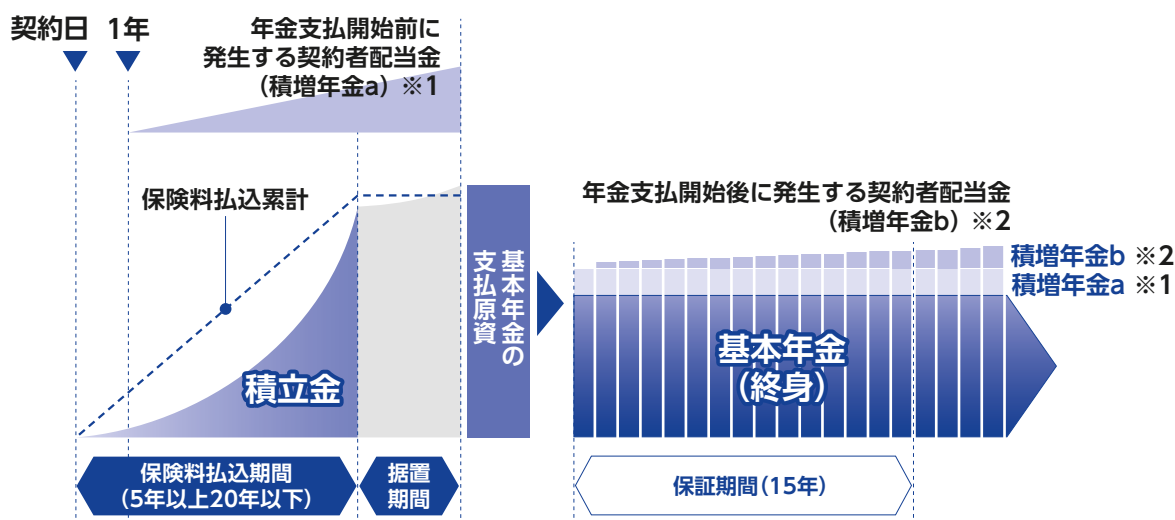
※①しおり21P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり31P参照…「契約者配当金」

3 財形終身年金保険（新財形商品）

契約の目的	●勤労者の方の老後に向けた財産形成のための保険です。
商品の特長 ※①	●被保険者（＝年金受取人）が年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生当日に生存しているとき ⇒「基本年金」 ●被保険者（＝年金受取人）が保証期間内に死亡したとき ⇒保証期間の満了まで「継続年金」 ●「年金」は、要件に該当するときは「利子非課税」の扱いを受けることができます。

●しくみ図



※1 積増年金a

- 年金支払事由発生日の前日までに割り当てられる契約者配当金 ※②を積み立てておき、年金支払事由発生日に年金を積み増します（割り当てられる契約者配当金がない場合は、積増年金はありません。）。

※2 積増年金b

- 年金支払事由発生日以後に割り当てられる契約者配当金 ※②を、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日ごとに、年金に積み増します（割り当てられる契約者配当金がない場合は、積増年金はありません。）。



- この商品では、次の取り扱いはありません。

- ①ご契約者に対する貸し付け
- ②特約の付加
- ③契約の復活

※①しおり22P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり31P参照…「契約者配当金」